

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
2 (略)	<p>（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一（十七）（三）（略）</p> <p>十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 塩素酸ナトリウム四七・五%以上五二・五%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七%以上三七%以下を含有するものに限る。）</p> <p>ロ 爆発薬</p> <p>十八の二（八十五）（六）（略）</p> <p>八十五の七 四一「二一（四一ターシヤリーブチルフェニル）エトキシ」キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四一「二一（四一ターシヤリーブチルフェニル）エトキシ」キナゾリン一九・四%以下を含有するものを除く。</p> <p>八十五の八（八十五）（十五）（略）</p> <p>八十六（百十）（略）</p>	<p>（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一（十七）（三）（略）</p> <p>十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。</p> <p>十八の二（八十五）（六）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十八の二（八十五）（六）（略）</p> <p>八十五の七（八十五）（十四）（略）</p> <p>八十六（百十）（略）</p>
2 (略)		

○厚生労働省令第百七号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第二百三号）第四条の三第一項及び第十四条第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のよう改正する。

		改 正 後
別表第一（第四条の二関係） （略）	劇物 一九四十九の五 （略）	
別表第一（第四条の二関係） （略）	劇物 一九四十九の五 （略） （新設）	改 正 前

四十九の六 四一「二一（四一ターシヤリーブチルフェニル）エトキシ」キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四一「二一（四一ターシヤリーブチルフェニル）エトキシ」キナゾリン一九・四%以下を含有するものを除く。

四十九の六～四十九の八
五十～六十七
（略）
（略）

（傍線部分は改正部分）

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面)</p> <p>第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印し、又は署名した書面とする。</p>	<p>(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面)</p> <p>第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。</p>
<p>別表第一 (第四条の二関係) (略)</p> <p>劇物</p> <p>一九の二 (略)</p> <p>十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 塩素酸ナトリウム四七・五%以上五二・五%以下を含有する製剤(粉粒状に加工をしたものを除く。) (炭酸水素ナトリウム二七%以上三七%以下を含有するものに限る。)</p> <p>ロ 爆発薬</p> <p>十の二九六十七 (略)</p>	<p>別表第一 (第四条の二関係) (略)</p> <p>劇物</p> <p>一九の二 (略)</p> <p>十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。</p> <p>(新設)</p> <p>十の二九六十七 (略)</p>

附 則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

ただし、

第二条の規定は、公布の日から施行する。

(管理栄養士養成施設の指定の基準)

（管理栄養士養成施設の指定の基準）

第十一條 令第十条の規定による主務省令で定める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及び第十三号に規定するもののほか、次のとおりとする。

一三十四

(内容変更の序説)

卷之三

第十一條 令第十一條の規定による主務省令で定める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及び第十三号に規定するもののほか、次のとおりとする。

十一

111

2 法第六条の第四項及び令第二十一条第一項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生支局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

3・4 (略)
厚生生支局長が当該権限を自ら行うことを妨げ
ない。

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項及び第十四条第三項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年十月二十九日
厚生労働大臣 上野賢一郎

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表第一 （第四条の二関係）	改	正	後
	改	正	前

劇物(略)

四十九の六	一九四十九の五	一九四十九の五
四一	(略)	(略)

リーブチルフエニル)エトキシ」キナゾリン(別名フエナザキン)及びこれ

を含有する製剤。ただし、四一二二一
(四一ターシヤリーブチルフェニル)

【エトキシ】キナゾリン一九・四%以下
を含有するものを除く。

四十九の七、四十九の九
五十九六十七 (略)
四十九の六、四十九の八
五十九六十七 (略)
(略)

第二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。
(旁泉郡ナニモ及王郡ナニモ)

改正後

第十二条の二 法第十四条第二項の規定によ
(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面)

第十二条の二 法第十四条第二項の規定によ
(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面)

り作成する書面は、譲受人が押印し、又は署名した書面とする。

別表第一 (第四条の一関係)
(略)

別表第一 (第四条の二関係)
(略)

劇物
一九の二
略

劇物
一九の二
略

五 令第十五条に規定する権限

五 令第十六条に規定する権限

劇物
一九の二
略

劇物
一九の二
略

十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。 ただし、次に掲げるものを除く。 イ 塩素酸ナトリウム四七・五%以上 粒状に加工をしたもの(炭酸水素ナトリウム二七%以上三七%以下を含有するものに限る)。
口 爆発薬 十の二、六十七 (略)

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

その他告示

ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

○法務省告示第百三十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第十二条第一項の規定に基づき、次の方が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十二条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十九日

法務大臣 平口 喜多 剛久

横浜地方法務局所属

法務大臣 平口 洋

公示

口

洋

喜多 剛久

法務大臣 平口 洋

横浜地方法務局所属

口

洋

喜多 剛久

法務大臣 平口